

令和3年6月8日
奈良県

奈良県の指定難病特定医療受給者証の取扱いに関するご案内

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和3年9月30日で認定期間が終了する受給者証を、令和3年12月31日まで使用できることとします。

○令和4年1月1日以降に使用できる受給者証は、申請受付後順次交付予定です。更新申請後の新たな受給者証の有効期間は、「令和4年1月1日～令和4年9月30日」です。

○令和3年10月1日以降に有効期間が終了した受給者証(令和3年9月30日までの受給者証)を窓口で提示された場合も、令和3年12月31日まで有効な受給者証として取り扱ってください。

下記問い合わせ先へ受給資格確認のお電話をいただければ、お答えいたします。

特定医療費（指定難病）受給者証の有効期間延長について

以下の受給者証をお持ちの方は、有効期間を3ヵ月延長します。
現在お持ちの受給者証の期限が 令和3年9月30日までの方

↓
有効期間を令和3年12月31日までとします

【指定医療機関等のみなさまへ】

- ・今回の受給期間の延長に伴う受給者証の発行はございませんので、有効期間は令和3年9月30日と記載されていますが、令和3年12月31日に読み替えてください。
- ・現時点でお持ちの受給者証と、実際の住所、保険証等に相違がある場合は、別途、変更手続きが必要です。すみやかに変更の手続きを行うようお願いいたします。

問い合わせ先
奈良県 福祉医療部医療政策局健康推進課 難病・医療支援係
電話：0742-27-8660(直通)

← 受給者には左の案内を送付しております。
切り取るなどして
(原寸:B7 ピンク色の用紙に印刷)
受診の際には窓口へ提出するようにご案内しております。

○加入している医療保険に変更があるなど、受給者証の記載内容に変更がある方は変更手続きが必要です。

窓口で変更事項を確認された場合、お住まいの地域を管轄する保健所をご案内いただきますようお願いいたします。

○受給者の方に対しても、同時に案内しています。

その他、最新の情報を随時ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.nara.jp/5264.htm>【奈良県 難病対策】

<問い合わせ先>

奈良県 福祉医療部 医療政策局 健康推進課 難病・医療支援係
TEL：0742-27-8660